

飯山市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、孤独・孤立に関する対策の推進及び孤独・孤立状態にある者に対する支援の体制を整備するため、国が推進する地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業を活用し、飯山市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 プラットフォームは、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第2条に規定する基本理念を踏まえ、次の活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的及び広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、孤独・孤立に関する対策の推進及び孤独・孤立状態にある者に対する支援の体制の整備のために必要な活動

(参画)

第3条 プラットフォームに参画を希望するものは、市長に対して、別に定める方法により申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、次の事項を確認し、適当であると認めるときは、プラットフォームの会員（以下「会員」という。）として参画を認めるものとする。

- (1) 孤独・孤立対策に関連する活動を現に行っている又は今後行おうとしているものであること。
- (2) 孤独・孤立問題に関心を有するものであること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

(退会等)

第4条 会員は、プラットフォームを退会したいときは、書面により市長に届け出るものとする。

2 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、職権で会員を除名することができる。

- (1) 1年以上連絡がとれないとき。
- (2) 会員が解散又は事業を停止したとき。
- (3) プラットフォームの信用を著しく害したとき。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、プラットフォームの活動に重大な支障が生じると認められるとき。

(守秘義務)

第5条 会員は、正当な理由なく、プラットフォームの活動に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。プラットフォームを退会又は除名された後も、同様とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。